

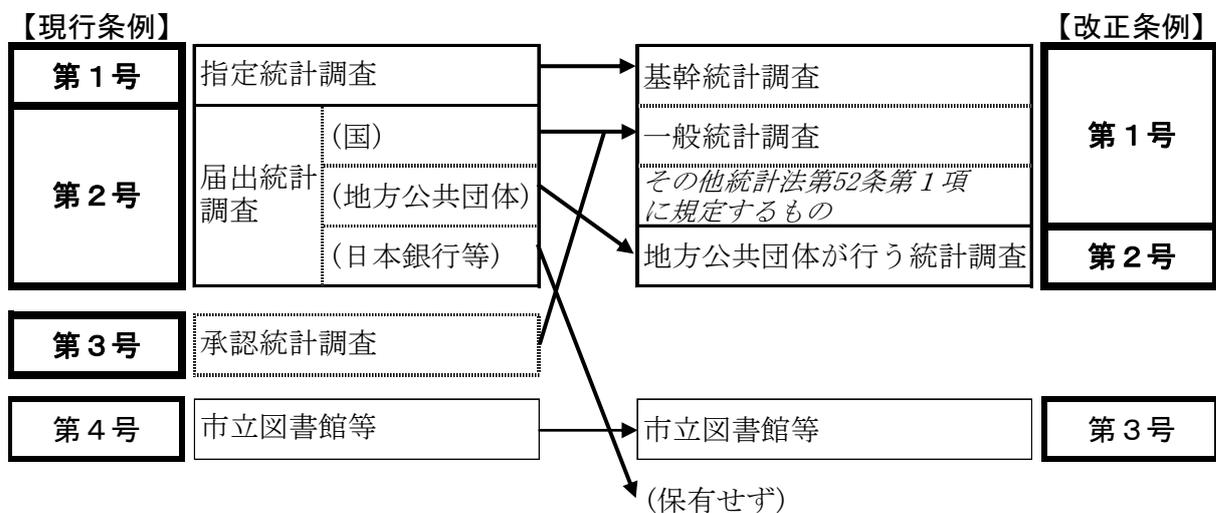
横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正の概要

1 改正理由

これまで、横浜市個人情報の保護に関する条例第 61 条では、条例の適用除外について、統計法及び統計報告調整法の規定を引用していました。統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴い、法令番号、用語等が変わるため、条例の一部を改正します。

2 改正の概要

横浜市個人情報の保護に関する条例第 61 条



3 統計法等で規定される個人情報を条例の適用除外対象としている理由

- (1) 統計法等に基づく統計調査等に関する個人情報は、統計処理され、個人が識別されない形で使用することを前提としていること。
- (2) 統計法では、守秘義務や守秘義務違反の罰則など、個人情報保護に関する規定が定められていること。

*法改正により、守秘義務違反の罰則が強化されるだけでなく、いわゆる「かたり調査」に関する罰則も新設されるなど、一層の個人情報保護が図られています。

4 施行日

平成 21 年 4 月 1 日

【理由】統計法の施行日と同日にする。